

香川県ネット・ゲーム依存症対策条例

香川県議会事務局政務調査課

香川県は「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」を制定した（条例第24号として令和2年3月公布、同年4月施行）。

ネット・ゲーム依存症対策を推進し、子どもたちや県民が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした全国初の条例で、基本理念のほか、関係者の責務や役割及び施策の基本となる事項等を定めている。

1 はじめに

インターネットは私たちの生活に身近なものとして欠くことのできないものとなっております。一方で、インターネットやコンピュータゲームにのめり込むことにより日常生活や社会生活に支障が生じる事例もあることから、本県議会議員有志により、本県の子どもたちがネット・ゲームの長時間利用により、心身や家族的・社会的な問題を引き起こすネット・ゲーム依存に陥らないために必要な対策を推進し、健全な育成を図ることを目的として、香川県議会ネット・ゲーム依存症対策議員連盟が平成31年3月8日に設立され、勉強

会を開催するなどの活動を行ってきました。

また、令和元年9月からは、香川県議会ネット・ゲーム依存症対策に関する条例検討委員会が設置されて、条例制定に向けた検討が重ねられ、令和2年2月定例会において、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が議員提案され、可決・成立しました。

2 条例制定に至った背景

インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用は、子どもの学力や体力の低下のみならずひきこもりや睡眠障害、視力障害などの身体的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、世界保健機関において「ゲー

ム障害」が正式に疾病と認定されたように、今や、国内外で大きな社会問題となっており、とりわけ、射幸性が高いオンラインゲームには終わりがなく、大人よりも理性をつかさどる脳の働きが弱い子どもが依存状態になると、大人の薬物依存と同様に抜け出すことが困難になることが指摘されています。

その対策としては、国において、他の依存症対策と同様に、法整備の検討や医療提供体制の充実などの対策を早急に講ずる必要がありますが、県においても、適切な医療等を提供できる人材などを育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援に取り組むことが求められていることから、本県議会では

例化の検討がなされることとなりました。

3 条例の内容の解説

(1) 目的と基本理念

全20条からなる本条例は、「ネット・ゲーム依存症対策の推進について、基本理念を定め、及び県、学校等、保護者等の責務等を明らかにするとともに、ネット・ゲーム依存症対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ネット・ゲーム依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代を担う子どもたちの健やかな成長と、県民が健全に暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的（第1条）とし、ネット・ゲーム依存症対策を行うための基本理念（第3条）を次のように定めています。

(1) ネット・ゲーム依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、ネット・ゲーム依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

(2) ネット・ゲーム依存症対策を実施するに当たっては、ネット・ゲーム依存症が、睡眠障害、ひきこもり、注意力の低下等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機

的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(3) ネット・ゲーム依存症対策は、予防から再発の防止まで幅広く対応する必要があることから、県、市町、学校等、保護者、ネット・ゲーム依存症対策に関連する業務に従事する者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。

ネット・ゲーム依存症対策の推進に当たっては、正しい知識の普及啓発や予防対策などの推進、医療提供体制の整備、相談支援、人材育成の推進など施策の基本となる事項を定め、県、市町、学校、保護者などが相互に連携を図りながらネット・ゲーム依存症対策を総合的かつ計画的に推進することが重要であり、こうした取組の基本理念に、ネット・ゲーム依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援も盛り込んでいます。

(2) 責務・役割

本条例では、ネット・ゲーム依存症対策に社会全体で取り組んでいくため、第4条において、県の責務として、基本理念にのっとり、ネット・ゲーム依存症対策を総合的に推進することや、市町が実施する施策を支援するた

めの必要な協力を行うことなどを規定しています。

このほか、学校等の責務（第5条）、保護者の責務（第6条）、医療、保健、福祉、教育その他のネット・ゲーム依存症対策に関連する業務に従事する者の責務（第7条）、国との連携等（第8条）、県民の役割（第9条）、市町の役割（第10条）及び事業者の役割（第11条）を規定しています。

このうち、第11条の事業者の役割に関する規定については、「インターネットを利用して情報を閲覧（視聴を含む。）に供する事業又はコンピュータゲームのソフトウェアの開発、製造、提供等の事業を行う者」を対象に、インターネットの特性上、県外の事業者にも、県民がネット・ゲーム依存症に陥らないために必要な対策を実施することなどを求めています。また、事業者の役割については、具体的な規制ではなく、自主的な取組を定めるものです。

(3) 基本的施策

第12条からは、ネット・ゲーム依存症対策として県が推進する総合的な取組について、正しい知識の普及啓発等（第12条）、予防対策等の推進（第13条）、医療提供体制の整備（第14条）、相談支援等（第15条）、人材育成の推進（第16条）及び連携協力体制の整備（第17

条)を行うよう規定しています。

また、第18条の第1項と第2項においては、子どものスマートフォン使用等の家庭におけるルールづくりについて、次のとおり規定しています。

(第1項)

保護者は、子どもにスマートフォン等を使用させるに当たっては、子どもの年齢、各家庭の実情等を考慮の上、その使用に伴う危険性及び過度の使用による弊害等について、子どもと話し合い、使用に関するルールづくり及びその見直しを行うものとする。

(第2項)

保護者は、前項の場合においては、子どもが睡眠時間を確保し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、1日当たりの利用時間が60分まで(学校等の休業日にあつては、90分まで)の時間を上限とすること及びスマートフォン等の使用(家族との連絡及び学習に必要な検索等を除く。)に当たっては、義務教育修了前の子どもについては午後9時まで、それ以外の子どもについては午後10時まで使用をやめることを目安とするともに、前項のルールを遵守させるよう努めなければならない。

本条では、保護者に対し、子どものスマートフォンなどの使用について、子どもと話し合い、使用時間を含めた使用に関するルールづくりや見直しを行うことを求めており、このような家庭で決めたルールを保護者が子どもに遵守させるよう努めていただくこととしたものです。

第2項では、利用時間等について規制するのではなく、第1項で求める子どものコンピュータゲームやスマートフォン等の使用に関するルールづくりの目安として示し、各家庭でルールを決めて、保護者が子どもに遵守させるよう努めていただくこととしています。

このほか、対策推進のために県に対して、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを求める(第19条)ほか、条例施行後3年間は毎年、その後は2年ごとに、本県におけるネット・ゲーム依存の実態に関する調査を行うこととしています(第20条)。

4 今後の取組

ネット・ゲーム依存症対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応を行うべく必要があることから、県においては、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、依存症となった場合の進行予防、

再発防止のための適切な医療を提供できる人材の育成など総合的な対策に取り組むこととしており、今後、具体的な取組が実施されることとなっています。

5 おわりに

今後、情報通信技術の急激な進歩等も予想されるため、状況の変化や国の動向なども勘案しつつ、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、県民が健全に暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があると考えています。